

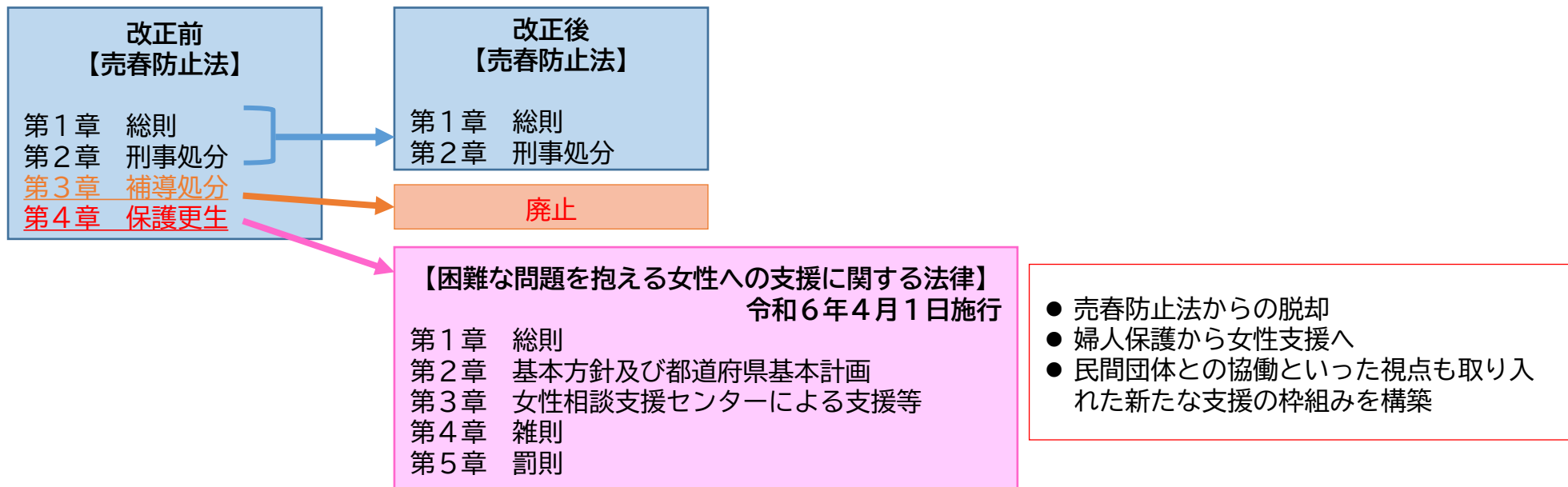
1 制定の経緯

- 婦人保護事業は、売春防止法（昭和31年）を法的根拠として、「売春を行うおそれのある女子（要保護女子）」の「保護更生」を図る事業として始まる。
⇒法制定以来、**一度も抜本的な見直し**がなされていない
- 「女性を巡る課題」は多様化・複雑化・複合化
DV防止法（H13）、ストーカー規制法（H25）、性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などの問題を抱えている女性たちについても、婦人保護事業の対象として運用
⇒**売春防止法に法的根拠を有することに起因する制度的限界**
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛が求められる中、家庭等に居場所のない若年女性たちの存在が顕在化。
⇒**支援を必要とする女性たちに婦人保護事業が十分対応できていない**



困難な問題を抱えている女性たちの自立を支援する新たな制度が必要

2 売春防止法と困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）について



3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）の概要

〔目的〕 第1条

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

〔定義〕 第2条

困難な問題を抱える女性
⇒ 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

〔基本理念〕 第3条

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点を規定

〔緊密な連携〕 第6条

- ① 関係地方公共団体相互間の緊密な連携
- ② 支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

国の基本方針における国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

【国】 施策の企画・立案、調査研究、施策の普及・啓発、開発者の研修等都道府県及び市町村への支援等を実施

【道】 中核的な役割を果たし、基本計画を策定すること等を通じて、地域特性を考慮しつつ施策を検討・展開段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援のあり方を検討市町村に対する支援や施策の取組状況の把握、必要な取組を促進

【市】 最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等を実施

3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）の概要

【基本方針】 第7条

- 国において「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を策定済
 - ・ 支援に関する基本的な事項
 - ・ 支援のための施策の内容に関する事項
 - ・ 都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

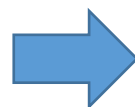
【都道府県基本計画等】 第8条

- 道において「都道府県基本計画」を定めなければならない⇒ 令和5年度中に策定予定（計画期間：令和6年度から10年度）
- 市において「市町村基本計画」を定めるよう努めなければならない
 - ⇒ いわみざわ男女共同参画実践プランを困難女性支援法に定める市町村基本計画として位置づけることと、総合的に施策を推進していくための基本目標等についての検討が必要
- 基本計画の指針となるべき基本的事項
 - ・ 基本計画の期間：原則5年間
 - ・ 基本計画に盛り込む施策：地域の実情や課題及び定量的な基本目標
 - 支援の基本的な考え方
 - 支援に関わる団体・機関等
 - 支援の内容・体制
 - 支援調整会議（法第15条）～地方公共団体における会議体の組織は努力義務
 - 教育・啓発、人材育成、調査研究等の推進

【支援に関わる関係機関と支援内容】 第9条～第14条

【婦人保護事業】

- ・ 婦人相談所
- ・ 婦人保護施設（北海道立女性相談援助センター）
- ・ 婦人相談員（設置なし）



【女性支援事業】

- ・ 女性相談支援センター] 北海道立女性相談援助センター
- ・ 女性自立支援施設
- ・ 女性相談支援員
- ・ 民間団体等

市民連携室男女共同参画担当で対応
（相談・自立に向けた情報提供、一時保護の依頼）

女性相談支援員の配置の検討
協働可能な民間団体の把握
支援調整会議の設置（既存の会議体の活用も可能）